

第Ⅲ期宮城県公社等外郭団体改革計画

平成22年度から平成25年度まで

平成22年8月
宮 城 県



目 次

第 1	本計画の目的	1
第 2	計画期間	1
第 3	計画策定の方向性	1
1	県と公社等を取り巻く外部環境	1
2	本計画策定の考え方	2
(1)	Ⅱ期計画の成果	2
(2)	本計画のスタンス	2
第 4	公社等改革の骨子	2
1	公社等の指定要件	2
2	第Ⅲ期の改革の進め方	3
(1)	分類の考え方と取組の進め方	3
(2)	具体的な進め方	4
3	県の取組	6
(1)	経営評価の実施	6
(2)	財政的関与の適正化	7
(3)	委託の在り方の見直し	7
(4)	公社等代表者等への充て職の廃止・縮小	7
(5)	県職員の派遣の適正化	7
(6)	県退職者の再就職の適正化	8
(7)	新公益法人制度等による見直しへの支援	8
4	公社等の取組	9
(1)	経営評価の実施	9
(2)	経営基盤の確立	9
(3)	経営責任の明確化と経営管理及び監査体制の強化	10
(4)	インターネット等による情報公開の推進	10
(5)	統廃合等の計画的な実施	11
第 5	Ⅲ期計画の進行管理	11
1	行政改革推進本部における進行管理	11
2	公社等外郭団体総合調整委員会における進行管理	11
3	公社等の自己管理等	11
4	公表について	11
別表	公社等外郭団体 一覧(平成 22 年度指定 70 団体)	12

第1 本計画の目的

本計画では、平成17年4月に施行された宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例（以下「公社等条例」という。）の趣旨である県及び公社等外郭団体^{※1}（以下「公社等」という。）が、それぞれの役割及び責任の分担を明確にし、公社等の自律^{※2}性を高め、両者が協働して、県民福祉の向上に努めることを目指し、「第Ⅱ期宮城県公社等外郭団体改革計画（平成18年度から21年度まで）」（以下「Ⅱ期計画」という。）の取組成果を受け継ぎ、社会経済情勢等の変化の下、公社等の役割・意義を問い直すとともに、新たな課題や方向性を的確に捉え、公社等への県の関与の適正化及び公社等の自立的運営の更なる促進を図ろうとするものです。

※1 「公社等条例」及び「同条例施行規則」に基づき、県が毎年度指定する団体（平成22年度70団体）。指定要件は「第4 公社等改革の骨子 1 公社等の指定要件」で解説しています。

※2 本計画においては、公社等が自ら策定した経営方針に基づき、かつ、マネジメント力を生かして経営を行うことを「自律」、公社等が県からの財政的支援、人的支援、その他の関与を受けることなく事業を展開することが可能な状態を「自立」と表記しています。

第2 計画期間

平成22年度から25年度までの4か年

※Ⅱ期計画の取組成果を踏まえていることから第Ⅲ期と位置付けます。

第3 計画策定の方向性

1 県と公社等を取り巻く外部環境

公社等は、これまで行政ではカバーしきれない分野において県と連携しながら必要な行政サービス提供の担い手として活動してきました。しかし、最近の行政分野に対しては、NPO等の参入、指定管理者制度や市場化テスト^{※3}の導入など、より民間開放が進んでいます。また、平成20年度からは公益性の判断基準を明確にした新公益法人制度^{※4}の施行や地方公共団体財政健全化法に規定する将来負担比率の算定上、公社等への損失補償債務残高の一定割合が県の将来負担額に算入され、さらに、平成21年6月には、第三セクター等について存廃も含めた抜本的改革を集中的に進めるための「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」が総務省から示されるなど、公社等を取り巻く外部環境は著しく変化しています。

一方、県においては、平成18年度からの4か年度を対象に「新・財政再建推進プログラム」を策定し、徹底した財政再建に向けた取組を行ってきましたが、平成22年度から25年度までに約1,468億円もの巨額の財源不足額が発生する見込みとなったことから、「第3期財政再建推進プログラム」を策定し、平成22年度から財政健全化に向けた取組を強力に推進することとしています。それでも平成25年度には約130億円の財源不足が発生する見込みとなっています。

こうした状況から、県には、行政目的を最も効果的かつ効率的に達成できる事業主体はどこかといった視点で、公社等、民間企業若しくはNPO法人又は県直営といった多様な主体から最適な事業主体を選択していくことが求められています。また、公社等には、公益に果たす自らの役割及び存在意義を再認識し、自立した経営基盤の下で効果的かつ効率的な行政サービスを提供できるよう、一層の改革に取り組むことが求められています。

※3 これまで「官」が独占してきた「公共サービス」について、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担っていくこととする制度です。公共サービスの質の向上、公共サービスの効率化（経費・人員の節減）、民間のビジネスチャンスの拡大の効果が期待されています。

※4 従来の社団法人及び財団法人の設立の許可及びこれらに対する監督は、主務官庁の裁量により行ってきましたが、新たな制度では、公益法人としての認定及びこれらに対する監督は、民間有識者により構成された委員会の意見に基づき、内閣総理大臣又は都道府県知事が行うこととなります。

2 本計画策定の考え方

(1) II期計画の成果

II期計画では、県の公社等への関与の適正化と公社等の自立的運営の促進を図るため、公社等の将来の在り方については長期的な視点を持ち、短期・集中的な取組としてII期計画期間中に取り組むべき課題を掲げ、その解決のために公社等自らが経営目標を立て経営改善に取り組んできました。

その結果として、公社等8団体の統廃合、財政的関与の見直し、県職員の派遣縮小等が図られました。また、公社等においては、自ら経営目標を立て評価することにより、自律的な経営改善に取り組み、財務状況の改善等に一定の成果が得られました。

主な取組成果					
(1) 団体数	H18.4	78 団体	H22.4	70 団体	(△8 団体) 〔解散 6 団体, 統合 1 団体, 出資撤退 1 団体〕
(2) 財政的関与状況	H17	21,482 百万円	H21	11,382 百万円	(△10,100 百万円)〔決算ベース〕
(3) 派遣職員数	H18.4	34 名	H22.4	18 名	(△16 名)
(4) 累積欠損のある団体数	H18	14 団体	H21	12 団体	(△2 団体)

(2) 本計画のスタンス

本計画においては、II期計画での成果を受け継ぎつつ、公社等を取り巻く外部環境の変化への確に対応するため、団体運営に係る改善など早急を実施すべき公社等について重点的に調査・審議等を行い、適切な助言・指導を行うものとし、一方、収支状況等が良好で安定的経営を行っている公社等に対しては関与度合いを弱め、一層の自立的運営の促進を図ることとします。

第4 公社等改革の骨子

1 公社等の指定要件

本計画の対象となる公社等は、公社等条例及び同条例施行規則に規定する以下の指定要件に基づき、県が毎年度指定します（平成22年度70団体）。

指 定 要 件 (注1)	団 体 数	公社等条例に定める 県の役割	助言等の視点・留意事項
① 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で、県の出資割合が4分の1以上のもの	46	公社等が自ら行う経営評価等に対し、必要な助言又は指導を行います。また、次に掲げる事項に対し、必要に応じて助言又は指導を行うこととされています。 (1) 公社等の目的に照らし、適切な内容の事業を効果的・効率的に実施すること。 (2) 理事、監事その他の役員について、適任者を選任すること。 (3) 適切な会計処理、安全・確実な資産運用等、適正な財務運営に関すること。 (4) 公社等の統廃合、解散、民営化又は法人形態の転換を行うこと。	助言等は公社等の自立的運営及び他の出資者等の利益を損なわないよう配慮しながら実施することとされています。特に、出えん、出資等の割合が2位以下の団体については、主導的役割を果たす他の出資者の意向に配慮します。 県の財政的関与の適正化に努めます。 県の人的関与の適正化に努めます。 県の施策との関連性、法人設立への県の関与度合等に応じて必要な助言等を行います。
② i 県の出資割合がおおむね5分の1以上のもの	8		
② ii 県の補助金等が、総収入のおおむね4分の1以上のもの	9		
② iii 本庁等に事務所を置き、県職員が法人の事務に従事しているもの	4		
② iv その他、県の施策との関連性、法人設立への県の関与の程度等から、①に準じて取り扱う必要があるもの	3		

注1) ①は、公社等条例第2条第1号、②iからivまでは同条例施行規則第2条第1項第1号から第4号までに規定する指定要件。指定に当たっては、①→②i→②iii→②ii→②ivの順に団体をチェックし、該当した要件が指定要件となります（要件が重複している場合は、上位の要件を指定要件としています）。団体ごとの指定要件については、別表「公社等外郭団体一覧」を参照。

2 第Ⅲ期の改革の進め方

公社等が自律性を高め、県と協働して設置目的に則した行政サービスを効果的かつ効率的に提供していくことが県民福祉につながりますが、そのためには、公社等の経営基盤が安定的であることが不可欠です。

第Ⅲ期の改革を進めるに当たっては、公社等の設立目的の有効性や業務実施主体の代替性の観点から、現時点での公社等の役割・意義について検証するとともに、経営状況や業務に対する今後の需要見込みにより経営基盤の健全性について検証した上で、県の政策的判断を加味し、第Ⅲ期の計画期間中に取り組むべき改革の方向として、「改善支援団体」、「進行管理団体」及び「自立支援団体」の3つに分類することとします。

なお、各公社等の分類と県の改革の進め方は（1）及び（2）のとおりですが、本計画の進行管理の中で、必要に応じて見直しを行うこととします。

（検証の視点）

検証事項	視 点
設立目的の有効性	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体設立に至った背景，設立目的 ◇ 団体を取り巻く社会経済状況等の変化 ◇ 団体の設立目的・事業内容と県の施策方針との整合性 ◇ 団体の事業内容と設立目的との整合性 など
業務実施主体の代替性	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体の設置根拠（法令による義務付けの有無） ◇ 他の事業主体（他の公益法人，民間企業，NPO 法人等）が行う事業との競合関係 ◇ 団体の事業を県直営で行うことの可否 など
業務に対する今後の需要見込	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 県からの財政的関与（補助，委託など）を除いた業務の見込み ◇ 団体が行うサービスの利用率や業務実績等の推移 ◇ 新規事業の可能性 など
経営状況	<p>【公益法人会計の場合】</p> <p>◎プラス要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 2期連続で収支（当期正味財産増減額）がプラスである。 ◇ 正味財産比率（正味財産÷資産合計額×100）が30%以上である。 <p>【企業会計の場合】</p> <p>◎プラス要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 2期連続で収支（経常損益）がプラスである。 ◇ 自己資本比率（資本合計額÷資産合計額×100）が30%以上である。 ◇ 流動比率（流動資産÷流動負債×100）が100%以上である。 <p>【両会計に共通】</p> <p>◎マイナス要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 累積欠損金があり（県からの運営費補助金等により，累積欠損金の発生が回避されている場合を含む。），自力で解消できる見込がない。 ※特に会社法法人の場合，債務超過又は累積欠損金が資本金の50%を超えている。 ◇ 著しく採算に問題があるか，又は採算の見通しが不適切である。 ◇ 売上実績，業務実績，施設利用率等が減少しており，それが一過性のものでない。

（1）分類の考え方と取組の進め方

イ 改善支援団体

業務実績の停滞などの厳しい経営環境等から経営改善が必要な公社等，将来の需要予測などから組織の在り方を検討する必要がある公社等及び一部事業が他の民間事業者との競合状態であるなど今後の事業の在り方を検討する必要がある公社等を指定し，県の指導を重点化します。指定され

た公社等は、経営評価委員会^{※5}における調査審議の対象とします。

ただし、公社等条例で、他の出資者の利益を損なわないよう配慮すべきとされていることを踏まえ、当該公社等の経営等に主導的役割を果たしている県以外の出資者がいる場合は、当該出資者の意向を尊重して必要な範囲で助言又は指導を行うこととし、経営評価委員会の調査審議の対象とはしないこととします。

なお、早急な経営改善に向け、県が主体となって公社等の経営改革に関する方針（いわゆる「改革プラン^{※6}」）を策定した公社等又は策定する公社等にあつては、「改革プラン」を踏まえた経営改革が着実に実施されるよう適切な進ちょく管理を行います。

ロ 進行管理団体

廃止又は統合することが決定し、本計画の対象から外れることが見込まれる公社等を指定します。指定された公社等は、所管部局（主務課）が主体となって廃止又は統合に向けた必要な助言又は指導を行います。

ハ 自立支援団体

収支状況等が良好であり、更なる経営改善や県の関与の見直しで経営基盤の強化を目指す公社等を指定します。指定された公社等は、所管部局（主務課）が主体となって自立的運営に向けた必要な助言又は指導を行います。

※5 公社等条例第 12 条の規定により設置されている委員会。公認会計士等の委員 7 人以内で組織され、公社等の経営評価について調査審議を行います。県は公社等に適正かつ公平な助言又は指導を行うに当たって、本委員会の意見を最大限に反映させるものとされています。

※6 「地方公共団体財政健全化法」や「第三セクター等の改革について（H20.6.30 総務省通知）」の趣旨を踏まえ、県が策定する方針。

(2) 具体的な進め方

イ 改善支援団体（22 団体）

団体名	県の改革の進め方
宮城県土地開発公社	団体の借入金の縮減に資するため、庁内関係部局において、公有用地の買戻し、土地造成事業の完成土地等の早期処分に向けた調整・連携を図るとともに、県として団体に対する人的・財政的支援や団体の今後の在り方を検討します。
阿武隈急行(株)	宮城県、福島県、沿線市町等で構成する「新経営健全化 5 カ年計画検証委員会」において、団体が収支健全化を図るため策定した「新経営健全化 5 カ年計画（平成 22 年～26 年度）」に基づく取組が着実に推進されるよう、必要な助言又は指導を行います。 (1) イ ただし書該当
(財)みやぎ産業振興機構	団体が財政基盤を確立するため策定した「経営改善計画」に基づく経営改善が着実に進められるよう、必要な助言又は指導を行うとともに、団体が本県の産業振興施策の実施機関としての役割を果たすために必要な支援を行いながら、適時、業務と適正な職員派遣の在り方を検討します。
(株)テクノプラザみやぎ	産業技術総合センターや産業支援機関との連携強化などにより、地域企業に対する支援や事業内容を充実化することで、入居者の確保、賃貸収入の維持が図られるよう働きかけていくほか、団体が平成 20 年 6 月に策定した「中期事業計画」の進行状況を把握し、着実な財務体質の改善に向けて助言又は指導を行います。
(株)インテリジェント・コスモス研究機構	投資有価証券評価損等による累積損失が拡大傾向にあることから、財産運用のリスク軽減など、より一層適正な管理運用を行うよう指導するとともに、証券の取扱いについて、他の株主と検討・協議を進めていきます。また、産学官連携による産業創出という団体の使命に照らし、官の立場か

	<p>ら必要な支援を行うほか、財政基盤を確立するよう必要な助言又は指導を行います。</p> <p>(1) イ ただし書該当</p>
石巻産業創造(株)	<p>団体の産業業務支援中核施設としての活動と更なる経営改善を図るため、石巻市と連携し必要な範囲で助言又は指導を行います。</p> <p>(1) イ ただし書該当</p>
(株)仙台港貿易促進センター	<p>公社等外郭団体経営評価委員会の意見を踏まえ、平成 22 年 8 月に県が策定した「株式会社仙台港貿易促進センター改革プラン」に基づき、経営の安定化とともに、アクセルが公益的機能を果たせるよう必要な助言、指導又は支援を行います。</p> <p>(1) イ なお書該当</p>
(社)宮城県物産振興協会	<p>団体が公益社団法人の認定を目指すことに対する支援を行うとともに、当該団体における累積赤字の解消及び事業の見直しに関して必要な助言等を行います。</p>
(社)宮城県農業公社	<p>平成 21 年 8 月に県が策定した「社団法人宮城県農業公社改革プラン」に基づき、「適確な収支見通しに基づく経営安定に向けた対応」、「牧場事業の立て直し」等に農業公社が主体的に取り組み、平成 24 年度には単年度収支黒字となる健全な経営体質を実現できるよう、支援措置を講じながら経営改善に向けた助言又は指導を行います。</p> <p>(1) イ なお書該当</p>
(財)翠生農学振興会	<p>団体における資産運用益、維持会員会費及び寄付金等の収入確保に向けて、資産の適正な管理運用を勧めるとともに、収入確保策の検討と更なる事務事業の見直しによる経費削減を前提とした中期的な事業・収支計画の策定を指導した上で、団体の現状を踏まえ今後の在り方を決定するよう助言します。</p>
(社)宮城県畜産協会	<p>団体が、効果的・効率的な事業運営が確保できるよう助言又は指導を継続するとともに、財政基盤の確立を図るため、早期に経営改善計画を策定し、事務事業の見直しによる更なる経費節減、収益の拡大及び効率的な業務執行体制等を検討するよう働きかけます。</p>
宮城県土地改良事業団体連合会	<p>団体の受託事業収入の伸びが今後も厳しい見通しであることを踏まえ、団体において収支改善を図るとともに、行政目的の効率的な実現が図られるよう、適切な助言又は指導を行います。</p>
(社)宮城県林業公社	<p>公社等外郭団体経営評価委員会の意見を踏まえ、平成 22 年 8 月に県が策定した「社団法人宮城県林業公社改革プラン」に基づき、早急に公社の在り方の抜本的な見直し方針を決定するとともに、必要な助言又は指導を行います。</p> <p>(1) イ なお書該当</p>
(社)宮城県漁業無線公社	<p>将来的に団体単独による無線局の維持は非常に難しい状況にあることを踏まえ、他県の無線局との連携・統合による漁業無線局の効率的な運営を確保するため、適切な助言又は指導を行います。</p>
(財)宮城県水産公社	<p>団体設立当初の目的に則して事業が行われるように、団体の運営体制、事業内容、財産や財務等に関する検討を注視し、団体が目指している公益財団法人への移行に向け、必要な助言又は指導を行います。</p>
(社)宮城県建設センター	<p>団体の受託事業収入の伸びが今後も厳しい見通しであることを踏まえ、公益法人制度改革に適切に対応するため、団体自ら中期計画を策定し、経営改善が実施されるよう適切な助言又は指導を行います。</p>
宮城県開発(株)	<p>民間と競合する分野である採石業部門に係る譲渡先の検討も含めた事業の見直しについて適切な助言を行うとともに、県の適正な関与の在り方について団体と協議を行っていきます。</p>
塩釜港開発(株)	<p>団体の累積欠損金の解消に向けた経営改善について、筆頭出資者として主体的に関与している塩竈市と連携して必要な範囲で助言又は指導を行います。</p> <p>(1) イ ただし書該当</p>
仙台空港鉄道(株)	<p>団体の財務構造の改善等を目的として平成 22 年 5 月に県が策定した改革支援プラン「行動計画」に基づき、早期の累積損失解消のための財務基盤の確立に向けた必要な支援、収支の改善に向け、収入の拡大や経費節減などの団体の取組を引き続き支援します。また、職員の派遣については、団体の自立のため、計画的な削減を検討します。</p> <p>(1) イ なお書該当</p>

仙台エアカーゴターミナル(株)	団体の経営が今後も厳しい状況が続くと見込まれることから、団体自ら経営改革計画を策定し、抜本的な改革に向けた取組を行うよう助言又は指導を行います。
(財)宮城県下水道公社	団体が公益法人制度改革に適切に対応するために、事業の見直しと効率的な業務執行体制の確立に向けた検討を促すとともに、団体の主体的な経営改善の取組を支援します。
宮城県住宅供給公社	団体の人件費をはじめとした経費の縮減や、民間活力を利用した住宅団地の分譲促進等の経営改善を支援するとともに、公的住宅管理業務及び県営住宅管理代行業務の円滑かつ効率的な推進に向けて指導を行います。

ロ 進行管理団体（1 団体）

団体名	県の改革の進め方
(財)宮城県文化財保護協会	平成 24 年度廃止が決定しており、団体の廃止に向けた計画的な取組を促し、必要な助言等を行います。

ハ 自立支援団体（47 団体）

団体名	県の改革の進め方
(財)東北自治研修所, (社)宮城県危険物安全協会連合会, (株)ベガルタ仙台, 仙台臨海鉄道(株), (財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団, (財)宮城県生活衛生営業指導センター, (財)宮城県環境事業公社, (財)宮城県文化振興財団, (公財)慶長遣欧使節船協会, (社福)宮城県社会福祉協議会, (財)宮城県地域医療情報センター, (社福)恩賜財団済生会支部宮城県済生会, (財)宮城県腎臓協会, (社)宮城県計量協会, 宮城県信用保証協会, 仙台港流通ターミナル(株), 宮城県商工会連合会, (社)宮城県トラック協会, 宮城県職業能力開発協会, (社)宮城県観光連盟, (財)宮城県国際交流協会, (財)みやぎ産業交流センター, (社)宮城県国際経済振興協会, 宮城県漁業信用基金協会, 宮城県農業信用基金協会, (財)みやぎ農業担い手基金, 宮城県農業会議, (社)みやぎ原種苗センター, (社)宮城県青果物価格安定相互補償協会, (社)宮城県配合飼料価格安定基金協会, (社)宮城県畜産物価格安定基金協会, (株)宮城県食肉流通公社, 石巻埠頭サイロ(株), (財)みやぎ林業活性化基金, (財)かき研究所, (財)みやぎ建設総合センター, 宮城県道路公社, (財)七ヶ宿ダム自然休養公園管理財団, (財)宮城県フェリー埠頭公社, (財)石巻湾漁業振興基金, (財)仙台湾漁業振興基金, 仙台空港ビル(株), (財)宮城県建築住宅センター, (財)宮城県スポーツ振興財団, (財)宮城県体育協会, (財)宮城県暴力団追放推進センター, (社)宮城県交通安全協会	公社等が自立した団体として運営が図られるよう、適正な関与を行います。

3 県の取組

県は、公社等の経営評価及び運営等に関して、公社等の自律的運営及び他の出資者等の利益を損なわないよう配慮しながら、公社等条例に基づき、必要な助言又は指導を行います。

(1) 経営評価の実施

- 経営評価は、公社等自らが、事業実施に先立ち、経営改善のための数値目標を設定し、事業実施後に実績を評価して、翌年度以降の経営に反映させるものです。県は公社等が実施する経営評価を支援するため、所管部局（主務課）が主体となって公社等に必要な助言又は指導を行います。また、改善支援団体に分類された公社等については、原則として、経営評価委員会による調査審議が行われることから、所管部局（主務課）は経営評価委員会の意見を十分に尊重して適切な助言又は指導を行います。

(2) 財政的関与の適正化

- 委託金（随意契約に係るもの）及び補助金等による財政的関与は、公社等の自立的運営の促進を図る観点から、「第3期財政再建推進プログラム」との整合性や県の施策との関連性などに考慮し、その性質上公社等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び公社等の事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費以外、段階的な縮減に努めることとします。
- 運営費補助については、適宜、公社等の役割・意義や事業の必要性を見直し、真に必要な場合を除いて段階的な縮減に努めることとします。
- 委託金（随意契約に係るもの）及び補助金等の支出実績に係る情報については、県のホームページを通じて公表します。

(3) 委託の在り方の見直し

- 委託業務内容の見直しを随時行うとともに、随意契約については、緊急性が求められる場合等を除き、競争入札の導入を促進します。
- 指定管理者制度により公の施設の管理を行うに当たっては、「指定管理者制度導入運用指針」（平成20年7月9日策定）に基づき、募集は原則公募とし、公の施設の適正な管理に努めます。

(4) 公社等代表者等への充て職の廃止・縮小

- 経営責任の明確化及び県関与の適正化を図る観点から、代表者への充て職^{※7}は原則廃止し、また、理事、監事その他役員等についても必要最小限とするよう取り組みます。
- なお、円滑な事業執行を図る上で継続が必要とされる場合^{※8}は、その理由を明確にするとともに、互選により知事等が恒常的に代表者に選出されている公社等に対しては、その必要性について見直しを行うよう理解を求めていきます。

平成22年6月現在 団体代表者への充て職団体（8団体）	
■ 理事等の互選により代表者に就任している団体	
財団法人東北自治研修所	《理事長：総務部長》
社団法人宮城県観光連盟	《会長：知事》
株式会社仙台港貿易促進センター	《代表取締役会長：知事》
社団法人宮城県国際経済振興協会	《理事長：知事》
財団法人宮城県水産公社	《理事長：農林水産部長》
財団法人石巻湾漁業振興基金	《理事長：建設交通局長》
財団法人仙台湾漁業振興基金	《理事長：建設交通局長》
財団法人宮城県体育協会	《会長：知事》

※7 知事、副知事又は部局長の職（地位）にある人が、恒常的に公社等の代表者等に就任すること。

※8 例として、国や関係機関との調整等を行う上で有利な場合、団体内の利害調整を行うのに不可欠な場合、団体の業務内容に照らして他の者が代表者等となることが適さない場合等が挙げられます。

(5) 県職員の派遣の適正化

- 県職員の派遣は、県の施策を推進するために人的援助が必要な場合、初期の立ち上げ及び統廃合事務で県職員の支援が真に必要な場合に限るものとし、その期間も必要最小限な期間とします。
- 派遣の実施に当たっては、公社等外郭団体総合調整委員会^{※9}に諮った上で、法令・条例等^{※10}に基づき、適正な派遣を行います。

※9 公社等の指定、公社等への職員の派遣、出資など、公社等に関する重要な事項の審議を行うため設置したもので、副知事を会長とし部局長で構成しています。

※10 法令・条例等：「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」（平成12年法律第50号）、「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」（平成13年条例第63号）及び「公益法人等への職員の派遣等に関する要綱」（平成14年4月1日付け人第328号総務部長通知）

県からの職員派遣の現況（平成22年4月1日現在）

団体名	人数	団体名	人数
財団法人東北自治研修所	1	社団法人宮城県農業公社	1
宮城県土地開発公社	1	社団法人宮城県林業公社	1
公益財団法人慶長遣欧使節船協会	1	社団法人宮城県建設センター	1
財団法人みやぎ産業振興機構	4	仙台空港鉄道株式会社	2
社団法人宮城県国際経済振興協会	2	財団法人宮城県体育協会	3
財団法人みやぎ農業担い手基金	1		

(6) 県退職者の再就職の適正化

- 県退職者の再就職については、公社等の自立に向けて必要な特定の知識・経験・能力等を配慮して適正に行うこととしており、その運用に当たっては、再就職の透明性、公平性、妥当性を確保することを目的に定めた「退職する職員の再就職に関する取扱要綱」（平成15年10月24日制定）に基づき、適正に取り扱います。
- 県退職者の公社等への再就職の状況については、同要綱に基づき、本庁課長級（相当職を含む。）以上で退職し再就職した職員について、氏名、退職時の職名、再就職先名等を公表します。

(7) 新公益法人制度等による見直しへの支援

- 公社等が、新公益法人制度による公益法人又は一般法人への移行するに当たっては、出えん等（基本財産や基金等に対する出えんや補助あるいは寄託など）の目的や事業内容と現在の県施策との整合性などを基に公社等の役割・意義を検証した上で、公益法人へ移行予定の公社等に対して、今後の財政支援なども含め、県の適正な関与の在り方について、見直しを行います。
- 公益法人へ移行する公社等であって、検証の結果、県の施策推進の観点から既に役割を終えている、又は意義が薄れていると認められた場合は、出えん等相当額を出えん者たる地方公共団体に寄附することも含め、出えん等の取扱いを再検討するよう申し入れします。
- また、一般法人に移行する公社等については、移行認可申請時の公益目的支出計画^{※11}の策定に際し、出えん等相当額を出えん者たる地方公共団体に寄附することを公益目的支出の第一義とするよう働き掛けます。
- 公社等への新規又は追加の出資の在り方についても、適宜、見直しを行います。
- 統廃合や法人形態の転換等に当たって解決すべき公社等の債権・債務の整理や職員の雇用問題、他の出資者等との調整などについては、公社等と協調して対応し、円滑な移行を支援します。
- 公社等が作成する統廃合等に向けた事務の実施スケジュールの進行管理を行います。

※11 特例民法法人がその実施する事業や解散時の残余財産の帰属先について制限のない通常の一般社団法人又は一般財団法人に移行する場合に、仮に何らの制限もしないとすると、本来公益の目的のために使用又は処分されるべき財産が、構成員に分配され、又は収益を目的とする事業等に充てられる可能性があります。公益目的支出計画は、これを防止し、当該財産が公益のために適正に使用又は処分されることを担保することを目的に、移行認可の申請をする法人に作成が求められる、公益目的財産額に相当する金額をこれまでの公益事業の継続や公益的な団体への寄附により公益の目的のために消費していく計画です。

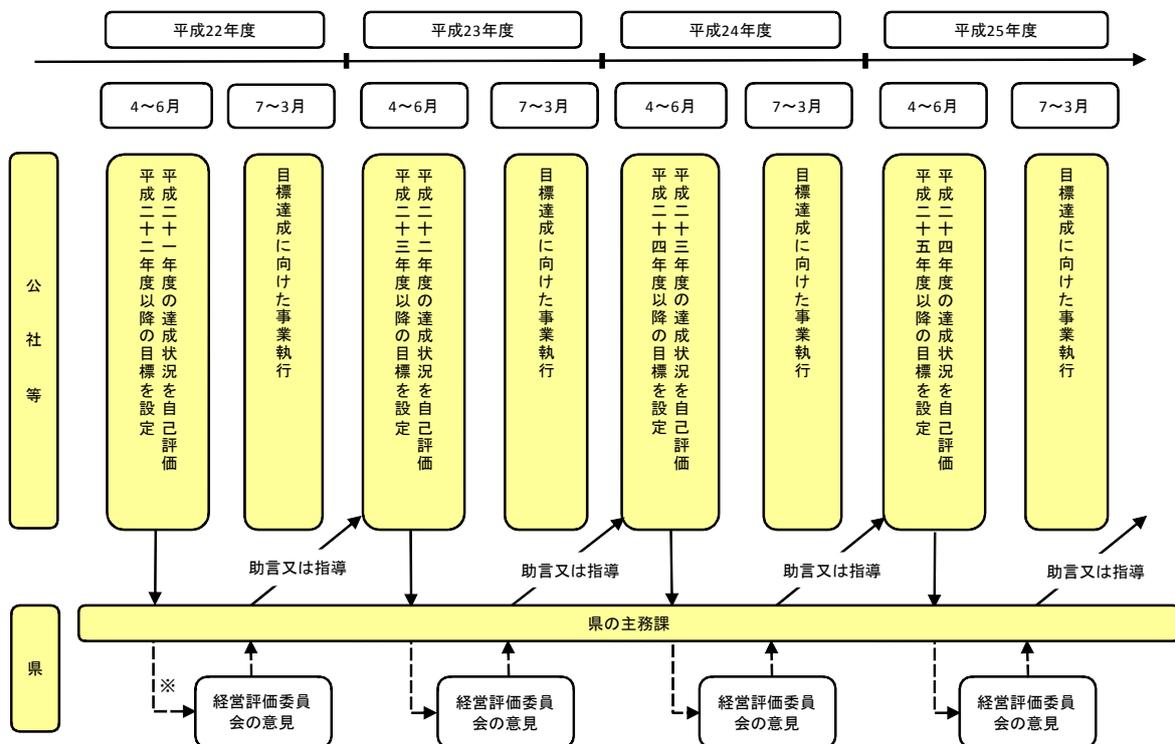
4 公社等の取組

公社等はこれまでも、景気の低迷や金利の低下など厳しい環境の中、自ら経営改善などを行い、効果的で効率的な団体運営及び事業展開に取り組んできましたが、今後も、取り巻く環境変化への確に対応しつつ、公社等自らの役割・意義を再認識し、自立した経営基盤の下で効果的で効率的な行政サービスを提供していくため、次のような取組を計画的に実施するよう努めるものとします。

(1) 経営評価の実施

- 公社等自らが、事業実施に先立ち、経営改善のための数値目標を設定し、事業実施後に実績評価を行い、翌年度以降の経営に反映させる経営評価の取組を引き続き実施します。
- 事業年度終了後に、当該年度の目標と実績の比較、当該年度の実績と前年度までの実績との比較、経営指標の分析等を行い、目標値の設定が適当であったか、当該年度の各目標値の達成率が十分な水準であるか等を評価し、団体改革計画表^{※12}に記載します。評価の結果は、次年度以降の経営に反映させるものとします。
- なお、改善支援団体に分類された公社等にあつては、経営評価委員会による調査審議を受けて必要な経営改善等を進めるほか、自立支援団体に分類された公社等にあつては、県の所管部局（主務課）により自立的運営を促進することとします。

※12 公社等が自ら経営目標と実績について評価した結果や本計画における「県の取組」及び「公社等の取組」の実施状況等を取りまとめたものです。また、本計画表は、公社等条例に基づき、議会に報告するとともに、インターネット等を通じて公表します。



※県は、公社等が行う経営目標・評価等への助言又は指導を行う際、必要に応じて、経営評価委員会の意見を聴きます。

(2) 経営基盤の確立

- 特例民法法人においては、新公益法人制度における公社等の在り方の検討と着実な移行作業の推進に努めるものとします。
- 公社等の事業規模に応じた役職員数及び報酬・給与の適正化に努めるものとします。

特に、県が2分の1以上出えんしている特例民法法人、公益法人については、次の事項に努めるものとします。

- イ 役員の報酬・退職金に関する規程の整備と公開
- ロ 役職員の報酬・退職金等の水準を地方公務員と比べ不当に高額でないようにすること
- ハ 役員の在任年齢についての規程整備
- 事務事業を見直し、不採算事業及び公社等の設立目的に合致しない事業等の廃止に努めるものとします。また、併せて、組織機構のスリム化に努めるものとします。
- 会計基準に基づく適正な会計処理に努めるものとします。
 - イ 住宅供給公社においては地方住宅供給公社会計基準、道路公社においては地方道路公社会計施行規則、土地開発公社においては土地開発公社経理基準要綱等に基づいて会計処理を行うこと。
 - ロ 会社法法人においては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を適用し、販売用不動産等については低価法を、事業用資産については減損会計を適用していること。
 - ハ 特例民法法人においては、最新の公益法人会計基準を早期に適用すること。
- 資金運用体制を明確化するとともに、運用しようとする資金の性格、運用すべき期間等を踏まえ、あらかじめ、資金の運用に関する方針や、債権で運用する場合の格付けを含めた資金の運用基準を明確にするよう努めるものとします。
- 組織及び事業の効率化に資するため、統廃合、民営化など法人形態転換について、県とともに積極的に検討するよう努めるものとします。
- 契約方法を見直し、県からの委託業務を再委託する場合は、一般競争入札の導入に努めるものとします。

(3) 経営責任の明確化と経営管理及び監査体制の強化

- 公社等は、独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行すべきであることから、経営者の職務権限や責任を明確にしておくよう努めるものとします。
- 役員等の経営幹部へは、経営感覚に優れ、事業に精通した人材の登用が望ましいことから、民間経験者を含む多様な人材の活用に努めるものとします。
- 公社等の自律性を高める観点から、知事等が代表者に就任している公社等については、その必要性を見直し、充て職の廃止に向けた取組に努めるものとします。また、理事、監事その他役員等に係る充て職についても必要最小限とするよう努めるものとします。
- 監事・監査役は、法人の運営が適正に行われるための重要な職責を担う者であり、公社等の運営に係る適正な監査を実施する観点から、選任に当たっては、公認会計士等法人の業務運営や会計制度などに一定の知見を有する者を外部から選任するよう努めるものとします。

(4) インターネット等による情報公開の推進

- 公社等の情報公開^{*13}に当たっては、インターネットなどを活用し、県民がより簡単に情報を入力できるよう積極的な情報の提供に努めるものとします。
- 情報公開に当たっては、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）等に基づき、個人情報を適正に取り扱うものとします。

※13 「情報公開条例」(平成 11 年宮城県条例第 10 号)、「出資団体の情報の公表に関する要綱」(平成 11 年 6 月 15 日宮城県要綱)、「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」(平成 13 年 8 月 28 日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申し合わせ)及び公社等条例に基づく県からの要請により定款、事業報告書(営業報告書)、収支計算書(損益計算書)、貸借対照表等の業務・財務に関する資料の公開に努めることとされています。

(5) 統廃合等の計画的な実施

- 統廃合や法人形態の転換等を行う公社等は、移行に必要な清算業務、残余財産の処分等の実施スケジュールを作成し、県と協調して着実な推進を図るものとします。

第5 Ⅲ期計画の進行管理

1 行政改革推進本部における進行管理

県は、知事を本部長とする宮城県行政改革推進本部(以下「推進本部」という。)において、本計画全体の進行を管理します。

公社等の所管部局長は、県の取組状況を毎年度取りまとめ、本部長に報告します。推進本部では、県の取組状況や、公社等から提出される団体改革計画表に記載された1年間の取組状況及び経営自己評価結果をもとに、公社等の分類について必要に応じ見直しを行うとともに、公社等の所管部局長に対して本部長が必要な指示を行います。

所管部局長は、本部長からの指示事項のほか、経営評価委員会の意見を最大限に反映させ、公社等に対し、必要な助言又は指導を適正に行うこととします。

2 公社等外郭団体総合調整委員会における進行管理

県は、副知事を会長とする公社等外郭団体総合調整委員会において、毎年度、県職員の派遣、公社等への出資、合併・解散、定款の重要な変更等についても、随時、その妥当性等を判断していきます。

3 公社等の自己管理等

公社等は、経営評価により、前年度の取組について、自ら経営を評価し、その結果及び当該年度以降の経営目標等を団体改革計画表に記載し、6月末日までに知事、教育委員会又は公安委員会(以下「知事等」という。)に提出することとします。

知事等は、公社等からの報告に基づき、推進本部での検討を行います。

4 公表について

本計画の進行管理の状況は、改革計画及びその取組成果として取りまとめ、団体改革計画表と併せて、公社等条例に基づき議会に報告するとともに、インターネットで公表します。

行政経営推進課ホームページ URL <http://www.pref.miyagi.jp/gyokei/>

公社等外郭団体 一覧(平成 22 年度指定 70 団体)

※平成 22 年度の指定において、県出資額は平成 20 年度末現在の数値を、県補助金等割合は平成 20 年度実績の数値を使用しています。

団体 番号	団 体 名	県出資額 (千円)	公社等指定要件(※網掛けは主たる要件)					
			出 資			財政的関与		その他
			該当 条項	県出資 割合(%)	出資 順位	該当 条項	収入に占 める県補 助金等の 割合(%)	
1	財団法人東北自治研修所	50		0.1	2	② ii	40.2	② iii
2	社団法人宮城県危険物安全協会連合会	0		0.0	—	② ii	55.8	
3	宮城県土地開発公社	50,000	①	100.0	1		0.0	
4	株式会社ベガルタ仙台	113,436	② i	24.9	1		0.7	
5	仙台臨海鉄道株式会社	240,000	①	33.3	1		0.0	
6	阿武隈急行株式会社	384,000	①	25.6	2		3.7	
7	財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団	100,000	①	38.5	1	② ii	60.9	
8	財団法人宮城県生活衛生営業指導センター	2,000	② i	23.8	2	② ii	82.0	
9	財団法人宮城県環境事業公社	50,000	①	33.3	2		0.0	
10	財団法人宮城県文化振興財団	1,155,000	①	99.7	1	② ii	33.5	
11	公益財団法人慶長遣欧使節船協会	500,000	①	49.9	同率1	② ii	66.6	
12	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	10,000	①	90.9	1	② ii	74.7	
13	財団法人宮城県地域医療情報センター	0		0.0	—	② ii	74.6	
14	社会福祉法人恩賜財団済生会支部宮城県済生会	0		0.0	—	② ii	77.5	
15	財団法人宮城県腎臓協会	200,000	①	39.6	1		11.7	
16	財団法人みやぎ産業振興機構	1,776,766	①	74.6	1		16.0	
17	株式会社テクノプラザみやぎ	1,000,000	①	28.2	同率1		12.5	
18	株式会社インテリジェント・コスモス研究機構	1,000,000		11.8	同率2		1.1	② iv
19	石巻産業創造株式会社	350,000	② i	24.3	3		0.0	
20	社団法人宮城県計量協会	0		0.0	—	② ii	28.8	
21	宮城県信用保証協会	7,387,642	①	37.0	1		0.4	
22	仙台港流通ターミナル株式会社	153,000	①	27.6	1		0.0	
23	宮城県商工会連合会	0		0.0	—	② ii	51.4	
24	社団法人宮城県トラック協会	0		0.0	—	② ii	64.0	
25	宮城県職業能力開発協会	0		0.0	—	② ii	33.0	
26	社団法人宮城県観光連盟	0		0.0	—	② ii	37.9	② iii
27	財団法人宮城県国際交流協会	750,000	①	71.8	1	② ii	24.0	
28	財団法人みやぎ産業交流センター	900,000	①	50.6	1		0.8	
29	株式会社仙台港貿易促進センター	710,000	①	32.5	同率1	② ii	26.5	
30	社団法人宮城県国際経済振興協会	0		0.0	—	② ii	90.6	② iii
31	宮城県漁業信用基金協会	811,250	①	29.0	1		0.0	
32	宮城県農業信用基金協会	694,700	② i	16.5	1		0.0	
33	社団法人宮城県物産振興協会	0		0.0	—		2.2	② iv
34	社団法人宮城県農業公社	472,600	①	51.2	1	② ii	23.2	
35	財団法人みやぎ農業担い手基金	500,000	①	49.9	1	② ii	25.4	
36	財団法人翠生農学振興会	35,000	①	35.0	1		0.0	
37	宮城県農業会議	0		0.0	—	② ii	52.5	
38	社団法人みやぎ原種苗センター	500,000	①	55.6	1		17.3	
39	社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会	172,000	①	41.5	1		0.0	
40	社団法人宮城県畜産協会	147,500	①	56.1	1		2.0	
41	社団法人宮城県配合飼料価格安定基金協会	5,000	①	39.7	1		0.0	
42	社団法人宮城県畜産物価格安定基金協会	165,000	①	34.1	1		0.0	

団体番号	団体名	県出資額 (千円)	公社等指定要件(※網掛けは主たる要件)					
			出 資			財政的関与		その他
			該当 条項	県出資 割合(%)	出資 順位	該当 条項	収入に占 める県補 助金等の 割合(%)	該当 条項
43	株式会社宮城県食肉流通公社	256,662	② i	23.0	2		0.0	
44	石巻埠頭サイロ株式会社	65,000	② i	22.9	2		0.0	
45	宮城県土地改良事業団体連合会	30,000		2.2	—		15.1	② iv
46	財団法人みやぎ林業活性化基金	250,000	①	49.9	1	② ii	34.2	
47	社団法人宮城県林業公社	100,000	①	79.7	1	② ii	32.8	
48	社団法人宮城県漁業無線公社	100,000	①	42.9	1	② ii	38.4	
49	財団法人かき研究所	28,300	② i	22.5	1		0.0	
50	財団法人宮城県水産公社	50,000	② i	19.4	1	② ii	66.6	
51	社団法人宮城県建設センター	16,000	①	36.3	2	② ii	29.0	
52	財団法人みやぎ建設総合センター	150,000	①	46.2	1		0.0	
53	宮城県道路公社	17,416,125	①	79.8	1		0.1	
54	財団法人七ヶ宿ダム自然休養公園管理財団	150,000	①	49.7	1		0.0	
55	財団法人宮城県フェリー埠頭公社	20,000	①	100.0	1		0.0	
56	財団法人石巻湾漁業振興基金	330,000	①	60.0	1		0.0	② iii
57	財団法人仙台湾漁業振興基金	275,000	①	50.0	同率1		0.0	② iii
58	宮城県開発株式会社	300,000	①	33.3	1		0.4	
59	塩釜港開発株式会社	334,000	①	28.3	2		0.0	
60	仙台空港鉄道株式会社	3,769,000	①	52.9	1		0.0	
61	仙台空港ビル株式会社	1,372,500	①	42.9	1		0.0	
62	仙台エアカーゴターミナル株式会社	395,000	①	27.5	1		0.0	
63	財団法人宮城県下水道公社	34,200	①	50.0	1	② ii	94.9	
64	宮城県住宅供給公社	20,500	①	93.8	1		0.1	
65	財団法人宮城県建築住宅センター	10,000	①	33.3	2	② ii	57.3	
66	財団法人宮城県スポーツ振興財団	250,000	①	50.0	1	② ii	73.0	
67	財団法人宮城県体育協会	75,000	①	54.7	1	② ii	81.6	
68	財団法人宮城県文化財保護協会	0		0.0	—		0.0	② iii
69	財団法人宮城県暴力団追放推進センター	300,000	①	48.4	1	② ii	24.2	
70	社団法人宮城県交通安全協会	0		0.0	—	② ii	46.6	

凡例 1 公社等指定要件

条例＝宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例（平成 16 年宮城県条例第 54 号）

規則＝同条例施行規則

- ① 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で、県の出資割合が 4 分の 1 以上のもの（条例第 2 条第 1 号）
- ② i 県の出資割合がおおむね 5 分の 1 以上のもの（規則第 2 条第 1 項第 1 号）
- ② ii 県の補助金等が、総収入のおおむね 4 分の 1 以上のもの（規則第 2 条第 1 項第 2 号）
- ② iii 本庁等に事務所を置き、県職員が法人の事務に従事しているもの（規則第 2 条第 1 項第 3 号）
- ② iv その他、県の施策との関連性、法人設立への県関与の程度などから、①に準じて取り扱う必要があるもの（規則第 2 条第 1 項第 4 号）